

# 奈良市公報

号外第18号

平成20年 7月31日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

<b>条 例</b>	
○奈良市税条例の一部を改正する条例……………	1
<b>規 則</b>	
○奈良市公印規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………	5
○奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則……………	5
<b>告 示</b>	
○放置自転車等の保管……………	5
○予防接種の実施の一部改正……………	5
○放置自転車等の保管……………	6
○道路の位置指定……………	6
○都市景観形成建築物等の指定……………	6
○道路の位置指定……………	6
○放置自転車等の保管（2件）……………	6
○なら工芸館の臨時休館……………	7
○放置自転車等の保管……………	7
○奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示……………	7
○認可地縁団体の告示事項の変更の届出……………	11
○開発行為に関する工事の完了……………	11
○放置自転車等の保管……………	11
○奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業補助金交付要綱……………	11
○奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業選定委員会設置要綱……………	12
○放置自転車等の保管……………	13
○街区の区域変更……………	13
○放置自転車等の保管……………	13
○急性灰白髄炎予防接種の実施……………	13
○徴収事務の委託……………	14
○都市計画地区計画の原案の公衆縦覧（2件）……………	14
○平成20年度国民健康保険料の保険料率の決定……………	14
○平成20年度国民健康保険料の減額の額の決定……………	15
○市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………	15
<b>公 営 企 業</b>	
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………	15
<b>議 会</b>	
○老春手帳優遇措置事業検討特別委員会の委員の選任……………	15

## 条 例

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年 4月30日

奈良市長 藤原 昭

### 奈良市条例第28号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号中「及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3項に規定するものを除く。第17条第2項及び第38条第1項において同じ。）」を削り、同条第3項中「廃止したものを含む。」の次に「第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。」を加え、「この節中法人」を「この節の規定中法人の市民税」に改める。

第17条第2項中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。）」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税 率
1 次に掲げる法人	年額 5万円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	
オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又	

<p>は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>		<p>第17条第3項中「若しくは第4号」を削る。</p> <p>第28条第5項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。</p> <p>第45条の見出し、同条第1項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。</p> <p>第46条の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改める。</p> <p>第47条の2の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「法人等」を「法人」に改め、同項第5号を削り、同条第2項中「法人等」を「法人」に改める。</p> <p>第60条第5項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同条第7項中「第10条の2の7」を「第10条の2の9」に改める。</p> <p>第127条第2項中「本節」を「この節」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、同条第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に、「本項」を「この項」に改め、同条第5項中「本項」を「この項」に改める。</p> <p>第159条第2項中「から第28項まで、第30項、第31項又は第36項から第38項まで」を「、第24項、第26項、第27項又は第31項から第33項まで」に改める。</p> <p>附則第7条の3第3項中「記載した申告書」を「記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。」の前に「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加える。</p> <p>附則第10条の2第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第3項又は第4項」を「附則第15条の8第1項又は第2項」に改め、同条第3項中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項」に改め、同条第5項中「附則第16条第7項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同条第6項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に改め、同項第6号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第7項中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」</p>
<p>2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 12万円</p>	
<p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 13万円</p>	
<p>4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 15万円</p>	
<p>5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 16万円</p>	
<p>6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 40万円</p>	
<p>7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 41万円</p>	
<p>8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 175万円</p>	
<p>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 300万円</p>	

を「同条第5項」に、「当該高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事」を「同条第4項に規定する居住安全改修工事」に改め、同項第5号及び第6号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同項第7号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出できなかつた」を「提出することができなかつた」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の3第1項第2号中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項又は第5項」に改め、「前条第3項第2号」の次に「又は第5項第2号」を加え、同項第3号中「附則第16条第1項、第2項又は第5項」を「附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項まで」に、「又は第4項第3号」を「、第4項第3号又は第5項第3号」に改め、同条第2項中「、第3項、第4項、第5項又は第6項」を「又は第3項から第5項まで」に改める。

附則第17条の2第4項中「附則第16条第4項」を「附則第15条の8第2項」に改める。

附則第28条の3第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第4項中「及び附則第28条の2の3」を削り、「附則第28条の2第1項中」を「同項中」に改め、「と、附則第28条の2の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第28条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を削り、同条第7項及び第8項を削る。

附則第35条中「第32項、第38項、第42項、第44項、第45項、第48項から第50項まで、第52項若しくは第57項」を「第28項、第34項、第38項、第40項、第41項、第44項から第46項まで、第48項若しくは第53項から第58項まで」に、「第36項から第38項まで」を「第31項から第33項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）附則第28条の3第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行の日の前日」とする。

3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第28条の3第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第28条の2の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第28条の2第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第28条の2の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第28条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 旧条例第13条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

3 新条例第17条の規定（同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第17条第2項の表第1号中法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

4 施行日から平成20年11月30日までの間における新条例第17条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号中

「ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

とあるのは、

「ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びビに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（平成20年4月30日揭示済）

## 規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年4月18日

奈良市長 藤原 昭

### 奈良市規則第42号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表税務事務専用市長印の項の次に次のように加える。

滞納整理 事務専用 市長印	5の2	てん書	方24	滞納整理 課	滞納整理 事務 用	1
---------------------	-----	-----	-----	-----------	-----------------	---

別表ひな形の5の次に次のように加える。

5の2

奈良市
長之印
滞納整理事務専用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成20年4月18日揭示済）

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月28日

奈良市長 藤原 昭

### 奈良市規則第43号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）第14条による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表備考1の(2)中「及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、同表備考3中「又は認定こども園に入所」を「、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用」に改め、同表備考3の表を次のように改める。

ア 備考3に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料月額表に定める額
--	-------------

イ 備考3に掲げる施設を利用して いるア以外の就学前児童のうち、 年長者（該当する児童が2人以上 の場合は、そのうち1人とする。）	保育料月額表 に定める額に 0.5を乗じて 得た額
ウ ア及びイ以外の就学前児童	0円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市保育の実施に関する条例施行規則別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月28日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第44号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和59年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附則第3項の前の見出しを削り、同項中「奈良市西御門臨時自転車駐車場」を「奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場」に改め、同項を附則第4項とし、同項の前に次の見出し及び1項を加える。

(奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場の管理)

3 奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場の管理については、第3条及び第4条の規定を準用する。

附則に次の2項を加える。

5 奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場の回数駐車券は、次のとおりとし、これを交付する際に使用料を徴収する。

種 別	様 式	券 種	枚 数	使用料
自転車回数駐車券	別記第6号様式	120円	11枚	1,200円
原動機付自転車回数駐車券		220円		2,200円

6 前項の回数駐車券の有効期間は、交付の日から3箇月間とする。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

(平成20年4月28日揭示済)

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第45号

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市都市景観条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号を次のように改める。

(9) 独立行政法人森林総合研究所

第3条第12号を次のように改める。

(12) 西日本高速道路株式会社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年4月28日揭示済)

告 示

奈良市告示第243号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月16日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成20年4月16日
- 移動対象区域  
近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課  
電話0742-34-1111代表

(平成20年4月16日揭示済)

奈良市告示第244号

平成20年奈良市告示第221号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成20年4月17日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年4月17日揭示済)

#### 奈良市告示第245号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月17日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年4月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年4月17日揭示済)

#### 奈良市告示第246号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年4月17日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市四条大路三丁目3番28-4号
申請者氏名	轟木 雅晃
道路の位置	奈良市中辻町32番1の一部
道路の幅員	最大5.30m 最小4.10m
道路の延長	34.94m
指定年月日	平成20年4月17日
指定番号	第19017号

(平成20年4月17日揭示済)

#### 奈良市告示第247号

奈良市都市景観条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及び奈良市都市景観条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月18日

奈良市長 藤原 昭

名称	小西家土塀
所在地	奈良市高畑町1330-1
概要	土塀 延長40.55m 棧瓦葺

(平成20年4月18日揭示済)

#### 奈良市告示第248号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年4月18日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	生駒市東新町3番3号
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 阿部 俊二
道路の位置	奈良市二名三丁目964番地の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	27.17m
指定年月日	平成20年4月18日
指定番号	第19022号

(平成20年4月18日揭示済)

#### 奈良市告示第249号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月18日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年4月18日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年4月18日揭示済)

#### 奈良市告示第250号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成20年4月21日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年4月21日揭示済)

#### 奈良市告示第251号

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、平成20年6月7日、同月8日及び同月10日から同月13日までなら工芸館を休館します。

平成20年4月22日

奈良市長 藤原 昭

(平成20年4月22日揭示済)

#### 奈良市告示第252号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成20年4月22日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年4月22日揭示済)

#### 奈良市告示第253号

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年4月22日

奈良市長 藤原 昭

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱（昭和63年奈良市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「受領その他これに係る一切の事務」を「助成金の請求等助成金の受領に必要な一切の事務（助成金の受領に関する事務を除く。）」に改め、同条第2項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改

め、同項第2号中「委員会」を「市長」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 遠距離通学児童・生徒助成金振込依頼書（別記第2号様式の2）

第4条、第6条及び第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項中「第4条第2項」を「第4条」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の適法な請求書を受領したときは、速やかに助成金を保護者の振込口座に振り込まなければならない。

第10条中「委員会」を「市長」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 奈良市長

奈良市立

学校長 印

遠距離通学

児童  
生徒

通学費助成金交付申請書

年度遠距離通学 児童生徒 通学費助成金を次のとおり交付くださるよう申請します。

NO.	住 所	児 童 生 徒 氏 名	学 年	通学距離 km	乗車区間	年 間 必要額 円	助成金交付 請 求 額 円
						合 計	

別記第2号様式中「昭和」を削り、「受領その他これに係る一切の事務」を「助成金の請求等助成金の受領に必要第2号様式の2（第3条関係）

な一切の事務（助成金の受領に関する事務を除く。）に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

遠距離通学児童・生徒助成金振込依頼書

		1	3	4	5	6	7	8				12
					0		1					
氏と名の間は一枠空白。必ずカタカナ【濁点(°)半濁点(゜)も一字で記入してください。】												
申請生徒	フリガナ	53										66
	生徒氏名	奈良市立 学校										学年 組
	生徒の生年月日	67	68		年	70		月	72		日生	

申請者	住所	奈良市											
	申請(保護)者 (口座名義人)	フリガナ (左づめ)	氏と名の間は一枠空白。必ずカタカナ【濁点(°)半濁点(゜)も一字で記入してください。】										
		氏名	13										30
	生年月日 (数字に○をつける)		31	3	32		34		36		年	月	日生
			4										
連絡のつく電話番号	—												
支給決定の場合は、次の口座に振込み願います。													
振込口座内容	金融機関名	銀 信 信 農 労 支 出 ○ ○ ○ ○ ○ 張 行 金 組 協 金 店 所											
		38			41			42		44			
	預金の種類	45	① 普通										
	口座番号 (右づめ)	46										52	

\* 上記内容に相違ありません。

年 月 日

保護者氏名

㊤

別記第3号様式中「昭和」を削り、「中学校長」を「学校長」に、「奈良市教育委員会」を「奈良市長」に改める。  
別記第4号様式中「昭和」を削り、「奈良市教育委員会」を「奈良市長」に改める。  
別記第5号様式(第9条関係)

様を「(あて先)奈良市長」に、「中学校」を「学校」に改める。  
別記第5号様式を次のように改める。

年 月 日

(あて先)奈良市長

奈良市立 学校長 印

遠距離通学 児童生徒 通学費助成金

次のとおり請求いたします。

一金 円也

(ただし、年度遠距離通学 児童生徒 通学費第 期分)

NO.	住 所	児 童 生 徒 氏 名	学年	通学距離 km	乗車区間	請 求 額 円
					合 計	

附 則

この告示は、平成20年4月22日から施行し、この告示による改正後の奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の規定は、同月1日から適用する。

(平成20年4月22日揭示済)

奈良市告示第254号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月23日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	林 秀隆 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の108	伊場 忠弘 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の3

2 変更の年月日

平成20年4月6日

(平成20年4月23日揭示済)

奈良市告示第255号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年4月23日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年3月13日 奈良市指令都整開 第07A-46号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年4月23日 第1110号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市八島町7番地の3及び7番地の4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市八島町7番地の3

今里 晴洪

(平成20年4月23日揭示済)

奈良市告示第256号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月23日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年4月23日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成20年4月23日揭示済)

奈良市告示第257号

奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成20年4月24日

奈良市長 藤原 昭

奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市民の自発的な人権問題への取組を推進して市と市民との協働による人権尊重のまちづくりに資するため、市内において創意工夫を凝らした人権に関する啓発活動を行う団体に対し、その事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象団体」という。)は、市内に所在する団体で、規約又はこれに類するものを定め、当該団体に係る会計をつかさどり、及びこれを監査する組織を有するものうち、次に掲げる要件をいずれも満たす団体とする。

- (1) 非営利の公益活動を主たる目的とする団体
- (2) 人権に関する啓発活動を継続して行うことができると認められる団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としない。

- (1) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国、県又は市の出資に係る財団法人
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

(4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成員の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反

社会活動を行うおそれのある団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的として補助対象団体が市内で実施する次の事業とする。

- (1) 人権問題に関する講演会、研究会、討論会等の学習事業
- (2) 人権問題に関する演劇会、映画会、音楽会等の事業
- (3) 人権問題に関する歴史散策等の現地学習事業
- (4) 人権問題に関する図書の刊行、啓発冊子等の作製事業
- (5) その他市民の人権啓発に寄与すると市長が認める創意工夫のある事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (2) 特定の市民又は地域を対象とする事業(対象となる市民又は地域の範囲が比較的広範囲に及ぶ事業で市長が認めるものを除く。)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために必要な次の経費とする。ただし、補助対象事業に対し、補助対象団体が他の公的な補助等を受けた場合又は受けることが決定している場合は、補助対象としない。

- (1) 報償費(講師謝金等)
- (2) 需用費(消耗品費、印刷製本費等。ただし、食糧費を除く。)
- (3) 役務費(通信運搬費、保険料等)
- (4) 委託料(会場設営、音響設営等)
- (5) 使用料及び賃借料(会場借上料等)
- (6) その他特に市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額(500,000円を限度とし、1,000円未満の端数のあるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 補助金の交付は、補助対象団体ごとに、1年度当たり1事業限りとする。

(事前審査)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金の交付申請前に、補助対象事業について市長が別に定める方法により市長の事前審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の事前審査の申請を受理したときは、補助を受けようとする団体及び事業について審査し、補助金の交付を予定する団体(以下「補助予定団体」という。)を決定するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助予定団体は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、同項各号に掲げる書類のほか、必

要に応じて計画した補助対象事業の概要が分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けて事業を実施した団体は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、同条各号に掲げる書類のほか、完了した補助対象事業の概要が分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

(平成20年4月24日揭示済)

#### 奈良市告示第258号

奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成20年4月24日

奈良市長 藤原 昭

奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業補助金交付要綱(平成20年奈良市告示第257号)に規定する補助対象事業について審査するため、奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業選定委員会(以下「委員会」という。)を設置することとし、その組織及び運営については、この要綱に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、奈良市人権啓発パートナーシップ推進事業の補助を受けようとする団体及び補助対象事業の審査に関することその他前条の目的を達成するために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権問題に関し専門知識を有する者
- (2) 非営利活動組織に関し専門知識を有する者
- (3) 人権教育に関し専門知識を有する者
- (4) ボランティアに関し専門知識を有する者

3 委員の任期は、委嘱の日から3年間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱することができる。

4 委員の欠員が生じた場合、市長が必要があると認めるときは、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、

あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。  
(審査)

第5条 委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。  
ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第7条 委員長は、委員会が審査を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人権啓発課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

(平成20年4月24日揭示済)

#### 奈良市告示第259号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月24日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年4月24日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年4月24日揭示済)

#### 奈良市告示第260号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成20年4月25日

奈良市長 藤原 昭

1 変更の年月日

平成20年4月25日

2 街区の区域

(1) 五条西一丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(2) 西大寺本町の一部

別図3を別図4に示すとおり変更します。

(3) 富雄北二丁目の一部

別図5を別図6に示すとおり変更します。

(4) 松陽台四丁目の一部

別図7を別図8に示すとおり変更します。

別図1から8まで省略

(平成20年4月24日揭示済)

#### 奈良市告示第261号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月25日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年4月25日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年4月25日揭示済)

#### 奈良市告示第262号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成20年4月28日

奈良市長 藤原 昭

1 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適合者

(1) 下痢が治癒していない者

(2) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者

(5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意事項

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、又

は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

- (3) けいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成20年4月28日揭示済)

奈良市告示第263号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月28日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市疋田町二丁目2-4 関西美建株式会社 代表取締役 高野 治	奈良市JR奈良駅臨時 自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

平成20年5月1日から平成21年3月31日まで

(平成20年4月28日揭示済)

奈良市告示第264号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成20年4月30日

奈良市長 藤原 昭

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

押熊町地区計画

3 地区計画の位置

奈良市押熊町1408番の1の一部 他

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約8.8ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成20年5月1日から同月16日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、平成20年5月23日必着で奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に提出してください。

別紙省略

(平成20年4月30日揭示済)

奈良市告示第265号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成20年4月30日

奈良市長 藤原 昭

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

東登美ヶ丘六丁目地区計画

3 地区計画の位置

奈良市東登美ヶ丘六丁目及び押熊町の一部

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約10.5ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成20年5月1日から同月16日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、平成20年5月23日必着で奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に提出してください。

別紙省略

(平成20年4月30日揭示済)

奈良市告示第266号

平成20年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月30日

奈良市長 藤原 昭

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

- 基礎控除後の総所得金額等の100分の8.2
- (2) 被保険者均等割  
被保険者1人につき26,400円
- (3) 世帯別平等割  
1世帯につき24,600円
- 2 後期高齢者支援金の保険料率
- (1) 所得割  
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
- (2) 被保険者均等割  
被保険者1人につき7,200円
- (3) 世帯別平等割  
1世帯につき6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割  
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
- (2) 被保険者均等割  
被保険者1人につき16,200円  
(平成20年4月30日揭示済)

**奈良市告示第267号**

平成20年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 基礎賦課額の減額の額
- (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円
- (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円
- (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円
- (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円
- (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円
- (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
- (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円
- (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
- (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円
- (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
- (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円
- (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
- (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 11,340円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条

- 第1項第2号アに規定する額 8,100円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,240円  
(平成20年4月30日揭示済)

**奈良市告示第268号**

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成20年4月30日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年4月30日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市水道局告示第17号**

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年4月23日

奈良市水道事業管理者

中尾 一郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
アイワ水道	菅澤 哲夫	奈良市東九条町238番地の8	平成20年4月14日
株式会社志村設備	代表取締役 中野 光世	奈良県生駒郡平群町若井35番地の7	平成20年4月14日
株式会社アクセス	代表取締役 久米 照代	京都府京都市南区上鳥羽岩ノ本町82番地2	平成20年4月16日

(平成20年4月23日揭示済)

**議 会**

**奈良市議会告示第7号**

平成20年4月21日、老春手帳優遇措置事業検討特別委員会の井上昌弘委員が辞任したので、4月22日、次の者を同委員に選任しました。

平成20年4月23日

奈良市議会議長

峠 宏明

小林 照代

(平成20年4月23日揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。